

市・県民税（住民税）の改正点をお知らせします

税制改正により、平成22年度以降に適用される市・県民税（住民税）の主な改正点をお知らせします。

1 市・県民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設

●所得税の住宅ローン控除の適用を受けることができる方に対して、次のいずれか小さい額が市・県民税から控除される制度が創設されます。【市・県民税：平成22年度分から適用】

1 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

2 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額

（ただし、控除限度額は97,500円〈市税58,500円、県税39,000円〉）

対象者▶平成21年1月1日から平成25年12月31日までに入居した方で、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方

申告手続▶所得税の年末調整や確定申告で住宅ローン控除の申請をすれば、市・県民税での申告は不要です。

※税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除の対象であった方（平成11年～平成18年までに入居された方）についても、所得税の年末調整や確定申告で住宅ローン控除の申請をすれば、市・県民税での申告は不要です。

2 上場株式等の配当・譲渡益に対する課税の見直し

(1)上場株式等の配当・譲渡益に対する税率の特例

●平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当・譲渡益に対しては軽減税率10%（住民税3%・所得税7%）が適用されます。改正前は、平成21年1月1日から原則の税率20%（住民税5%・所得税15%）に戻し、特例措置が追加されました。この改正を適用せずに新たな改正では軽減税率10%（住民税3%・所得税7%）が3年間延長されたものです。

【改正前】

	～平成20年12月	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年1月～
税率	10% (住民税3%・ 所得税7%)	【原則】20%（住民税5%・所得税15%）	10% (住民税3%・ 所得税7%)	20% (住民税5%・所得税15%)	
		【平成20年に追加された特例措置】 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分)			

【改正後】

	～平成20年12月	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年1月～
税率	10% (住民税3%・ 所得税7%)		【軽減税率3年間延長】 10% (住民税3%・所得税7%)		20% (住民税5%・ 所得税15%)

(2)損益通算の範囲の拡大

●上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例が創設されます。

・所得税は平成21年分から、住民税は平成22年度分から適用されます。

・平成22年1月からは「源泉徴収ありの特定口座」で通算することが可能となります。

※所得税の確定申告の際は、従来どおりの総合課税（配当控除あり）と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能な分離課税（配当控除なし）を選択することができます。なお、分離課税の場合、上記のとおり平成21年分から平成23年分までは10%（住民税3%・所得税7%）、平成24年分以降は20%（住民税5%・所得税15%）の税率となります。

3 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

- 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円（1,000万円に満たない場合はその金額）が控除されます。

4 寄附金税額控除の対象が広がりました

- 市・県民税の寄附金税額控除制度が拡充され、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、自治体が条例等で指定した寄附金が新たに控除対象になりました。なお、朝霞市で条例指定となる寄附金は埼玉県と同一の内容で、平成21年1月1日以降に支出した寄附金が対象となります。

事業所の皆さんへ 地方税の電子申告が利用できます！

- 朝霞市では、12月14日(月)から地方税ポータルシステム（eLTAX…エルタックス）による電子申告のサービスが利用できるようになります。これによって、従来、紙で受け付けていた事業所の皆さんからの地方税の申告等を、自宅やオフィス、税理士事務所などのパソコンからインターネットを経由し、電子申告として受け付けられるようになります。

利用できる手続き

税 目	内 容
個人市民税・県民税（特別徴収）	給与支払報告書および特別徴収に係る各種届出書
法人市民税	各種申告書および届出書
固定資産税（償却資産）	償却資産申告書

電子申告のメリット

- ◆オフィスや自宅からインターネットを利用して手続きできます。
- ◆各市区町村の窓口に行く手間や郵便で送る費用がかからなくなります。
- ◆複数の市区町村への申告について、一度にまとめて手続きができます（ただし、地方税電子申告の受付を開始している市区町村に限ります）。
- ◆市販されている税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等を利用できます（ただし、eLTAX 対応ソフトウェアに限ります）。

eLTAX 手続き方法等、詳しくは社団法人地方税電子化協議会ホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。直接、社団法人地方税電子化協議会（☎0570-081459）までお問い合わせください。

個人の確定申告は

- 個人の方の確定申告については、下記の e-Tax で電子申告が可能です。また、個人の方からの市・県民税の申告については、従来どおり郵送または窓口での申告となります。

所得税の確定申告は e-Tax で！



- ▶ e-Tax ホームページから簡単に申告することができます。
- ▶ 所得税の確定申告を e-Tax で行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができます。（平成19年分から平成22年分までのいずれかの年分で1回のみ）

詳しくは、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>）でご確認ください。